4月からの 国民健康保険制度の改正について

■問い合わせ 町民課 ☎ 893-1117

国保の運営はこれまで市町村が行っていましたが、4月からは、都道府県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。

変わらないこと

国保の財政運営のしくみは変わりますが、保険税率は引き続き市町村が決定します。 また、医療の受け方は変わりません。保険税の納付や保険給付の申請、各種届出の窓口はこれまでどおりです。

変わること (1) 被保険者証などの様式が変わります

都道府県も国保の保険者となることにともない、被保険者証や限度額適用認定証などの様式が変更されます。

また、有効期限未到来の高齢受給者証などは、4月以降、新様式に順次切り替わります。それまでは現在の高齢受給者証などをお使いください。

変わること (2) 国保の資格の取得・喪失は県単位となります

被保険者の資格管理を都道府県単位で行うことになりますので、高知県内の住所変更であれば、資格の取得および喪失が生じなくなりますが、転出、転入の届け出はそれぞれの市町村で必要です。転入先の市町村で新しい被保険者証が交付されます。

変わること (3) 高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります

高知県内の他市町村への転出であれば、世帯の継続性が保たれている場合には、4月 以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数は引継ぎ、通算される ようになります。

この通算により加入者の負担が軽減されます。

